

については約800万円と見込んでおり、条例の一部改正により\*償還払いでの助成を予定しています。

今後においても、厳しい財政状況下ですが、子育てに伴う精神的・経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりに努めていきたいと考えています。

\*償還払い：一旦医療機関の窓口で医療費の自己負担を支払い、後日入院医療費の払い戻しをすること。

## 大洲喜多休日夜間急患センター

**問** 啓発及び受診状況について

**答** 当センターは、近年の医師不足等により救急担当医の負担が増大し、2次救急輪番体制の維持が困難な状況となってきたことから、当地域の救急医療体制の再構築に向けて整備されたものです。

当センターは、喜多医師会会員である開業医の先生方が輪番体制で診療することから、診療科目は内科となっており、急な発熱等の

症状により自力で診察を受ける場合に利用することになります。2次救急病院については、外科的処置、入院を必要とする症状、救急車での搬送患者等を診療することになります。

受診の方法については、区長会長会、民生児童委員会をはじめ各地区の役員さんへ順次ご説明をするほか、市内の医療機関や公共施設にポスターを掲示するとともに、広報紙等やホームページにおいて市民の皆様にお知らせして行く予定です。

開院後の受診状況ですが、12月1日の開院から10日までの夜間の診療においては、延べ9日間で34人の方が受診をされ、1日平均で3・8人の受診となっております。また、4日の日曜日には18人の方が、11日の日曜日には16人の方が受診され、2次救急医療機関の負担が少しでも軽減されるのではないかと考えています。

今後においては、1次救急と2次救急告示病院及び消防署等の関係機関が連携を図りながら、市民の皆様の救急医療に対する不安の解消が図られるように努め

ていきたいと考えています。

## 鳥獣被害対策

**問** 被害防止対策について

**答** 近年、有害鳥獣による農作物などへの被害が全国的に拡大しており、当市においても特にイノシシなどによる野菜、果樹、林産物、水稲への被害が著しく、その結果営農意欲が衰退し、耕作放棄地が増加するなど、その対策には苦慮しています。

狩猟免許取得者については、今年度より新規狩猟免許取得に係る費用の補助制度を導入しました。その効果もあり、当市では94人が受験し、77人が合格され、免許取得者数は実質441人となっております。前年と比較しますと55人の増となります。

電気柵及び各種わなの設置に関する事業については、平成17年度より愛媛県の補助事業として大洲市鳥獣害防止施設整備事業を実施しています。JA愛媛たいきが事業実施主体となり、主

にイノシシによる農作物被害を防止する目的で電気防護柵の施設を整備しています。補助の採択基準としては、認定の業者でない農家は受益戸数が2戸以上となっていますが、農業の担い手となる認定農業者については、1戸でも採択できるものとしています。

この事業は有害鳥獣による田畑などの農作物被害を防止するため、農家を対象とした補助を実施することが目的であり、特に農業者とかかわりの深いJA愛媛たいきが事業に取り組んでいます。このことから、販売店での取り次ぎについては、JAを事業実施主体として事業推進を図っています。

今後の対策としては、関係機関との連携を更に強化し、農作物被害軽減が図られるよう引き続き狩猟免許取得の補助を行い、捕獲の特別許可を行う一方、電気柵の整備も行っていくこととしていきます。

## 河川整備

**問** 整備計画について

**答** 菅田地区の河川整備については、上流域に位置します成見地区から築堤工事に着手し、現在は宇津橋の架け替え工事が施工されており、平成25年度には供用開始ができるものと伺っています。

用地取得についても、上流から着手しており肱川右岸の阿部・板野地区の買収に一定の目途がついたことから、本年からは下流左岸の村島地区に着手していきます。

また、愛媛県の9月議会において肱川改修、菅田地区の重要性に鑑み大幅な補正予算が計上され、築堤工事の進捗率アップを期待しているところですが、

しかしながら、堤防事業には用地買収から築堤、樋門、橋梁の架け替え工事等が必要となってくるため、長期間を要し、肱川流域全体では、治水安全度が未だに低い箇所が多数残っている状況です。

